

議第104号 呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

平成30年7月豪雨災害により、呉市では甚大な被害が発生しており、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため、他の地方公共団体等からの職員派遣を中長期的に受け入れ、引き続き対応を行っていく必要があります。

当該派遣の受入れに当たり、派遣職員に対し、災害派遣手当の支給を可能にするため、所要の規定の整備を行うものです。

2 災害派遣手当の内容

他の地方公共団体等からの派遣職員が、次の各号の要件に応じ、住所又は居所を離れて呉市の区域に滞在することを要する場合に、次の各号に掲げる手当を支給することとします。

平成30年7月豪雨災害について適用するものとして第1号アの災害派遣手当を設けるとともに、同号イ並びに第2号及び第3号の手当についても、この度の改正に併せて規定を整備するものです。

(1) 災害派遣手当

ア 災害対策基本法第32条第1項の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に支給します。

イ 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により、同法の規定に基づく復興計画の作成等のため派遣された職員に支給します。

(2) 武力攻撃災害等派遣手当

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定により、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員に支給します。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に支給します。

3 災害派遣手当の額等

災害派遣手当は日額により支給するものとし、その額は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条又は大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定により、総務大臣又は内閣総理大臣が定める基準に従い、市町村で定めることとされており、当該国の基準は次の表のとおりです。

施設の利用区分 派遣を 受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施 設（１日につ き）	その他の施設 （１日につき）
３０日以内の期間	３，９７０円	６，６２０円
３０日を超え６０日以内の期間	３，９７０円	５，８７０円
６０日を超える期間	３，９７０円	５，１４０円

「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業に該当する施設以外のものをいいます。

４ 施行期日

公布の日（平成３０年９月１日から適用）